

2018年7月4日

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正 殿

## 回 答 書 (2)

東京都新宿区西新宿七丁目7番29号  
西新宿ビル7階  
株式会社アシロ  
代表取締役 中山 博登



東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
新宿センタービル31階  
TH弁護士法人  
電 話 03-6911-0410  
F A X 03-6911-0411  
株式会社アシロ代理人  
弁護士 上杉 達也



冠省

株式会社アシロ（以下「当社」といいます。）及び当社代理人である当職は、貴団体作成に係る2018年6月4日付け「申入書」（以下「本申入書」といいます。）に対し、本書をもって下記のとおり回答申し上げます（以下「本回答書」といいます。）。

本回答書に関してご不明点等がある場合には、当社代理人である当職宛までご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

草々

記

### 1. 本申入書における貴団体からの申入れ内容について

本申入書によれば、当社が運営・管理する弁護士及び弁護士法人に係る広告を主たる目的とする複数のサイト（これらを個別に又は総称して、以下「本サイト」といいます。）において、「〇〇が得意な弁護士」「〇〇が得意な弁護士事務所」「〇〇を有利に進める弁護士」「〇〇に強い弁護士」という記載（以下「本件対象表記」といいます。）につき、①弁護士又は弁護士法人自身が自己申告であることを表記すること、又は②かかる記載に合致する弁護士を検索できる趣旨の表示を削除することを、貴団体は当社に申し入れておられます。

## 2. 当社からの回答

### (1) 結論

当職及び当社において、本申入書の内容を慎重に検討致しましたが、結論と致しましては、貴団体の上記1記載の申入れをお請けする合理性に乏しいと判断致しましたので、その旨本回答書をもってご連絡申し上げます。

### (2) 理由

#### ① 貴団体が本申入れを行う根拠が本サイトにおいては妥当しないこと

まず、本申入書によれば、貴団体が上記1記載の申入れを行う理由として、「本件対象表記の文言自体」と、「本サイトの冠名称である『厳選』という名称」が「相互に影響を及ぼすことで」、本サイト掲載弁護士が、何らかの基準により選別された本件対象表記記載の弁護士であると、消費者が誤認する可能性が否定できず、そうであるが故に、本件対象表記は「不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。その後の改正も含み、以下「景品表示法」といいます。）」第5条第1項に定める、いわゆる「優良誤認表示の禁止」に抵触する可能性があることのご指摘であるものと理解しております。

しかし、以下（ア）及び（イ）に述べるとおり、貴団体が申入れを行われる根拠は、本件において妥当しないことから、上記（1）記載のとおり、当社と致しましては、貴団体の申入れをお請けする合理性に乏しいと判断しております。

#### （ア） 本サイトにおいて「厳選」という文言は利用していない

当社の本サイトの運営状況としては、現在、本サイトの名称から「厳選」という文言を削除しております。まず、この点をご説明致します。

先般、貴団体から頂戴した2018年1月12日付け「質問状」（以下「本質問状」といいます。）において、貴団体より、本サイトの名称である「厳選〇〇弁護士ナビ」の「厳選」という部分が景品表示法第5条第1項に定める、いわゆる「優良誤認表示の禁止」に抵触する可能性があるのではないかというご指摘を受けました。

これに対し、当社及び当職は、2018年2月8日付け「回答書」（以下「前回回答書」といいます。）において、貴団体からのご質問に回答し、当社として「厳選〇〇弁護士ナビ」の「厳選」という文言自体は何ら法的に問題がない旨の回答を申し上げた次第です（回答の法的根拠や結論に至る理由等の詳細については、前回回答書をご覧ください。）。

もともと、当社は、消費者保護の活動を続けておられる貴団体から貴重なご意見を頂戴したという事実自体を否定する趣旨は毛頭ございません。むしろ、当社は、弁護士を必要とする消費者ないし私企業にとって有益な弁護士情報を提供する社会的意義・使命を实践すべく、日々より良いサービスの提供、そして充実したサイト運営を目指しております。その観点から、当社としては、本サイトが消費者ないし私企業にも十分認知されており、その社会的意義・使命を全うする上で、本サイトの名称において「厳選」という冠を付することに特段拘泥する必要もないものと考えております。何故なら、本サイトの利用者は、本サイトが提供する情報サービスに意義を感じられているからこそ、これまでも、そしてこれからも利用を継続して頂けるものと考えておりますし、本サイ

トの名称において「厳選」という文言があるから利用されているものではないという自負があるからでございます(そして、利用者が「厳選」という言葉の有無にかかわらず、継続して利用頂けると考えていることこそが、景品表示法における優良誤認表示に該当しないと考える根拠でもあります。)。したがって、当社は、2018年5月18日以降、本サイトの名称に「厳選」という文言の利用をしておりません(なお、「厳選」という文言の利用を停止することは、これまでの本サイトにおける「厳選」の利用が法的に問題があったことを意味するものではないことを念のため申し添えます。「厳選」という文言の利用が法的に問題ないことについては、前回回答書記載のとおりでございます。)

以上を踏まえると、貴団体が本申入書において当社に申入れを行った理由となる「本件対象表記の文言自体と、本サイトの冠名称である「厳選」という名称が『相互に影響を及ぼすことで』、本サイト掲載弁護士が、何らかの基準により選別された本件対象表記記載の弁護士であると、消費者が誤認する可能性が否定できないということ自体が、本件において妥当しません。現状において「厳選」という文言がない以上、本件対象表記があったとしても「相互に影響を及ぼす」関係にはなく、当社として、現状の本件対象表記が本サイトの利用者に誤認等を生じさせるものではないものと思料致します。

(イ) 本件対象表記自体が何ら問題のない表記である

また、貴団体が問題視されている本件対象表記ですが、そもそも弁護士の広告規制に係る諸規定において特段禁止されている文言ではございません。

すなわち、弁護士広告に関しては、弁護士の業務広告に関する規程(以下「広告規程」といいます。)又は「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」(平成24年3月15日理事会議決)(以下「広告指針」といいます。)が一般に参照されているところ、広告規程第3条においても(貴団体が懸念されるような)「誤導又は誤認のおそれのある広告」(第2号)や「誇大又は過度な期待を抱かせる広告」(第3号)を行ってはならない旨が規定されております。そして、第3条第3号の解釈については、広告指針第3第12項が解釈の指針を明らかにしております。

これによれば、「(1) 専門分野は、弁護士情報として国民が強くその情報提供を望んでいる事項である。一般に専門分野といえるためには、特定の分野を中心的に取り扱い、経験が豊富でかつ処理能力が優れていることが必要と解されるが、現状では、何を基準として専門分野と認めるのかその判定は困難である。専門性判断の客観性が何ら担保されないまま、その判断を個々の弁護士及び外国特別会員に委ねるとすれば、経験及び能力を有しないまま専門家を自称するというような弊害も生じるおそれがある。客観性が担保されないまま専門家、専門分野等の表示を許すことは、誤導のおそれがあり、国民の利益を害し、ひいては弁護士等に対する国民の信頼を損なうおそれがあるものであり、表示を控えるのが望ましい。専門家であることを意味するスペシャリスト、プロ、エキスパート等といった用語の使用についても、同様とする。」と記されており、「専門分野」という記載については、ある程度の客観性が要求されております(もともと、客観性を担保できるのであれば「専門」という言葉自体が禁じられているわけではないことは言うまでもありません。)

他方で、貴団体からご指摘のあった本件対象表記でもある「得意分野」といった記載

について、広告指針第3第12項(2)は次のような解釈を明らかにしております。すなわち、「(2)得意分野という表示は、その表現から判断して弁護士等の主観的評価にすぎないことが明らかであり、国民もそのように受け取るものと考えられるので、規程第3条第2号又は第3号に違反しないものとする。」と記されており、「得意分野」を表記すること自体は、広告規程第3条に抵触するものではないと明記しております。

なお、「主観的評価であっても、得意でないものを得意分野として表示する場合は、この限りでない。」とは記されており、主観的評価であったとしても、「得意でないものを得意」とすることは許容されておきませんが、この点については、前回回答書でも記載致しましたとおり、当社としては、掲載サイトの弁護士向け利用規約の中で、「掲載を希望する分野に係る法律業務については相当程度の知識及び経験等を有すること」を表明保証頂いており、これに反する状態になった場合には掲載停止又は掲載内容の変更を当社に申し出るように義務付けを行っております。

以上のとおり、「得意」「強い」「有利に進める」といった本件対象表記自体は、そもそも表現から判断して弁護士の主観的評価にすぎないことが明らかであり、国民も主観的評価に過ぎないと受け取るものと考えられることが広告指針において明記されておりますので、本件対象表記が景品表示法の優良誤認表示に該当する余地はないものと思料致します。

## ② 小括

以上述べたとおり、当社としては、本サイトの名称から「厳選」という文言を削除している以上、消費者との関係で本サイトの表記が景品表示法上のいわゆる「優良誤認表示」に該当する余地はないものと思料致します。

また、本件対象表記である「得意」「強い」「有利に進める」といった表記自体は、特段禁止されているわけでもなく、さらに、実際にそのような表記を掲載する弁護士に対しても、当該記載分野について相当程度の知識及び経験等を有することを表明保証頂いており、これに反する状態になった場合には掲載停止又は掲載内容の変更を当社に申し出るように義務付けるといった措置も講じております。

したがって、当社としては、貴団体のご指摘される本件対象表記について問題があるとは考えておりませんし、法的に見ても優良誤認表示等の問題は生じることはありません。以上より、大変恐縮ですが、当社としては、本申入書記載の申入れをお請けする合理性は乏しいと判断致しましたので、その旨本回答書にてご回答申し上げます。もっとも、貴団体からのご指摘も真摯に受け止め、今後も、消費者の利益に資するようなサービスを提供すべく、日々、社業の発展に邁進して参る所存ですので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以上